

## 令和7年度外国人留学生修学援助希望者募集案内

一般財団法人 東北開発記念財団

### 1 目的

この事業は、宮城県内の大学に在学する外国人留学生に対し、修学に係る費用を援助することにより、学術の修得・研究を奨め、国際親善の促進に寄与することを目的としています。

### 2 申請資格

(1) 宮城県内の大学に在学する外国人留学生で、大学院の次の課程・年次に在籍している人としします。

① 博士課程の後期課程の1年次以降最終年次まで

② 医学、歯学系等の4年制の博士課程については、博士課程の2年次以降最終年次まで

③ 修士課程のみ設置している大学については、修士課程の1年次以降最終年次まで(博士課程の前期課程を含みません。)

(2) 在籍大学の指導教員の推薦を必要としします。

(3) 学術の修得・研究に強い意欲を有し、修学のため経済的な援助を必要とする人としします。

(4) 本人または配偶者が、日本政府(文部科学省)による国費留学生でない人としします。

### 3 募集人員

17名程度

### 4 援助の金額

援助の金額は、留学生1人につき、月額8万円(年額96万円)としします。

### 5 援助の期間

援助の期間は、毎年4月から翌年3月までの1年間以内としします。

### 6 援助の継続

(1) 同一の人が、この援助を継続(断続する場合を含みます)して受けることができる期間(継続期間)は、3年間を限度としします。

(2) 援助は1年ごとに決定しており、援助の継続を希望する場合は、翌年以降、改めて申請を行う必要があります。なお、継続の申請であっても、援助が自動的に継続される

ことはなく、毎年新たに決定されます。

## 7 他の援助との関係

他の団体から奨学金・生活補助等の援助を受けている留学生であっても、本人または配偶者が国費留学生でない限り、他の給付と併せて、この援助に応募することができます。ただし、本財団が行っている海外派遣援助とこの援助を、同一年度に併せて受けることはできません。

## 8 申請手続き

援助を希望する留学生は、申請書類を整えたうえ、原則として在籍大学を通じ、所定の期日までに本財団に提出してください。

なお、申請書類の提出にあたっては、提出書類がすべて整っていること、記載事項に漏れがないことを必ず確認してください。

## 9 提出書類

援助の申請にあたって提出する書類は、次のとおりです。提出部数はそれぞれ1部です。

- |                      |          |
|----------------------|----------|
| (1) 外国人留学生修学援助金交付申請書 | 別紙A様式第1号 |
| (2) 身上書              | 別紙A様式第2号 |
| (3) 指導教員の推薦書         | 別紙A様式第3号 |
| (4) 研究計画書            | 別紙A様式第4号 |
| (5) 在籍証明書            |          |

## 10 提出期限および提出先

- (1) 情報科学研究科教務係の提出期限  
令和7年4月21日(月)
- (2) 提出先 情報科学研究科教務係

## 11 選考および決定

- (1) 本財団は、提出された申請書類に基づいて審査を行い、援助の対象となる留学生を選考し、決定します。
- (2) 決定の結果は、本人および在籍大学の長または所属の長あてに通知します。  
通知の時期は、概ね令和7年6月上旬の予定です。

## 12 選考基準

選考にあたっては、留学生の在籍大学、研究分野、在籍課程と年次、年令、修学意欲、経済状況、その他の諸条件を含めて総合的に判断し、援助対象者を選考します。

### 13 援助の方法

援助金は、次のとおり2回に分けて、その定める時期に、留学生の指定する口座に振込み送金します。

4月～9月の分	7月中旬
10月～3月の分	10月中旬

### 14 援助の停止および取消し

この援助を受けている留学生が、次の項目のいずれかに該当すると認められるときは、本財団は、在籍大学の長または所属の長の意見を聞き、援助を停止し、または取消すことがあります。

- (1) 宮城県内の大学に在籍しなくなったとき。
- (2) 学業を継続する見込みがなくなったとき。
- (3) 経済的な援助を必要としなくなったとき。
- (4) 申請書類に記載すべき事項を故意に記入せず、または虚偽の記載をしたことにより、援助の対象となったことが判明したとき。
- (5) その他この援助の対象者として適格性を有しないと認められたとき。

### 15 届出事項

この援助を受けている留学生は、在籍大学、現住所、援助金振込先指定口座、その他申請書の記載事項に重要な変更が生じた場合は、速やかに本財団に届け出てください。

### 16 報告書の提出

この援助を受けた留学生は、援助期間の終了時(原則として、期間終了後2週間以内)に、報告書(別紙A様式第5号)を本財団に提出しなければなりません。

- (1) 報告書は、援助の決定ごとに、その援助期間の終了時に提出してください。報告書を提出しない場合は、継続して援助を受けられないことがあります。
- (2) 報告書の用紙は、援助決定の通知の際、本人あてに送付します。

なお、提出書類(申請書・計画書・報告書)の作成にあたっては、後掲の「提出書類作成要領」を参照して下さい。

Homepage URL : <http://toughokukaihatsu.la.coocan.jp>

以上